

4. デリバティブ取引

ア. 定性的情報

(1) 取引の内容

当社が平成 11 年度から平成 12 年度上半期において利用しているデリバティブ取引は、以下の通りです。

- ・金利関連：金利スワップ、スワップション
- ・通貨関連：先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ・株式関連：株式先物
- ・債券関連：債券先物、債券オプション

なお、取引所取引以外の店頭取引において、リスクが過大となるような特殊な仕組みの取引はありません。

(2) 取組方針

当社は、デリバティブ取引を、各運用資産の価格変動・為替・金利リスクに対する有効なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的に限って利用しています。

なお、平成 12 年度からは、ヘッジ会計適用の要件を満たすデリバティブ取引はヘッジ会計を適用しています。

(3) 利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な利用目的は以下の通りです。

- ・「金利スワップ」「スワップション」は、変動貸付金利の固定化、債券の価格変動リスクを減殺する目的で利用しています。
- ・「先物為替予約」「通貨オプション」は、外貨建債券等の外貨建資産の購入、売却時の為替レートを事前に確定させる目的、および、為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用しています。
- ・「通貨スワップ」は、外貨建貸付の為替リスクを回避する目的で利用しています。
- ・「株式先物」は相場急変時の株式ポートフォリオの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。
- ・「債券先物」「債券オプション」は、近い将来の購入、売却を予定している現物の債券を対象に、実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的、および現在保有している債券の価格変動リスクを減殺する目的で利用しています。

(4) リスクの内容

当社が使用しているデリバティブ取引は、原則として、ヘッジ対象資産の価格変動・金利・為替リスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、取引所を通じた取引、あるいは、取引開始時点で信用度の高いと判断される取引先を選別した店頭取引であり、取引相手が倒産等により契約不履行に陥り、損失を被るリスクは、限定的です。

(5) リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の取引種類毎に利用方針等を取扱基準として規定化し、取引限度額を設定することでリスクを抑制しています。また、取引先の選定にあたっては、取引開始時点で信用度の高いと判断される取引先を選別し、取組んでいます。

取引状況については、運用リスク分科委員会において、対象となる各運用資産とトータルで損益を把握するなど、包括的な管理を行なっています。また、取引実施部門（フロントオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離し、フロント・バック間で相互牽制が働く組織体制をとり、リスク管理を適切に行なっています。

(6) 定量的情報に関する補足説明

時価算定に係る補足説明

[株式先物、債券先物取引等の取引所取引の場合]

期末日の終値または清算値

[金利スワップ取引、先物為替取引等の店頭取引の場合]

取引相手先から入手した期末日の時価および期末日の T T M、割引レート等を基準として、当社で算出した理論価格

差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を原則として、各運用資産の市場リスクをヘッジする手段として活用しており、デリバティブ取引を頻繁に行い収益を上げる、いわゆるトレーディングを目的としたものではありません。

例えば、金利スワップ取引は貸付金の金利変動リスクをヘッジするために活用しており、金利スワップ取引単体で損益をとらえるのではなく、対象となる運用資産と合わせて管理を行なっています。

また、同様に通貨スワップ取引については外貨建貸付の為替リスクをヘッジするために活用しており、対象となる外貨建貸付と合わせて管理を行なっています。

「デリバティブ取引の時価情報」に係る補足説明

平成 12 年度から、ヘッジ会計適用の要件を満たすデリバティブ取引についてヘッジ会計を適用しています。

「デリバティブ取引の時価情報」では、平成 12 年度上半期末においてヘッジ会計を適用したデリバティブ取引の差損益（含み損益）を、平成 11 年度上半期末、平成 11 年度末のデリバティブ取引の差損益とともに記載しています。

「デリバティブ評価損益の明細」に係る補足説明

平成 12 年度から、ヘッジ会計非適用のデリバティブ取引については時価評価を実施し、デリバティブ評価損益として当期の損益に計上しています。